

## 第 70 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成18年12月28日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市男女平等参画推進センター（以下「センター」という。）の管理及び運営の業務を委託した特定非営利活動法人（以下「本件法人」という。）に関し、委託契約を締結した以降、相当な期間、労働保険への未加入状態を見過ごしていたことがわかる文書（以下「本件請求文書①」という。）及び本件法人に関し、平成16年秋季に愛知労働局が名古屋市へ文書等での問合せをしたことがわかる文書（以下「本件請求文書②」という。）の公開請求を行った。
- 2 平成19年 1月10日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨  
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。  
本件法人を実質的に取り仕切り、名古屋市との委託契約に基づいてセンターの管理運営を行っていた者と名古屋市職員との打ち合わせ事項は、存在するはずである。

### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書①について

名古屋市は本件法人と平成16 4月 1日付けで締結したセンターの管理等の委託に関する契約（以下「本件契約」という。）の中で、本件法人の従業員等の労働保険の加入の有無等に関する報告は求めていないため存在しない。

2 本件請求文書②について

愛知労働局からの照会はないため存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書①について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、本件契約以降、本件法人の従業員等が労働保険に未加入であったことがわかる文書である。

(2) 当審査会の調査によると、本件契約等について、次の事実が認められる。

ア 労働保険とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険及び雇用保険法（昭和49年法律第 116号）による雇用保険を総称したものである。

イ センターの管理運営業務を委託する団体は、公募プロポーザル方式で決定している。応募に当たっては、スタッフ体制案、センターの運営企画案、直接人件費及び企画・事務費に係る参考見積書、財政規模、専従職員・役員・会員数、業務内容・事業実績等の団体概要について、企画書の提出を求めているのみで、団体の従業員等の労働保険への加入状況については提出を求めていない。

ウ また、本件契約では、本件法人に対して、利用状況等の報告、供用停止等の報告、亡失等の報告及び委託料の執行状況の報告を求めているが、本件法人の従業員等の労働保険への加入状況については報告を求めていない。

(3) 以上のことから、本件請求文書①は、存在しないと認められる。

### 3 本件請求文書②について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、本件法人に関し、平成16年秋季に愛知労働局が名古屋市へ文書等での問合せをしたことがわかる文書である。

(2) 当審査会の調査によると、愛知労働局から名古屋市への照会について、次の事実が認められる。

ア 愛知労働局は、労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること、労働衛生に関すること、政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること、政府が管掌する雇用保険事業に関すること、労働者の保護及び福利厚生に関すること等の業務を行っている。

イ 特定非営利活動法人であっても、労働者を雇用している場合には、愛知労働局の指導の対象となるが、一般的には、愛知労働局は労働者を雇用しているそれぞれの法人に直接指導を行い、業務を委託している団体に照会することはない。本件法人についても、愛知労働局から名古屋市への照会はなかった。

(3) 以上のことから、本件請求文書②は、存在しないと認められる。

### 4 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

| 年 月 日               | 処 理 経 過                                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 平成19年 2月 6日         | 諮問書の受理                                                                            |
| 2月22日               | 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知                                                               |
| 3月14日               | 実施機関の弁明意見書を受理                                                                     |
| 3月27日               | 異議申立人に弁明意見書の写しを送付<br>併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 11月26日              | 異議申立人の意見陳述申出書を受理                                                                  |
| 12月11日<br>(第85回審査会) | 調査審議<br>異議申立人の意見を聴取                                                               |
| 平成20年 3月21日         | 調査審議                                                                              |

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| (第88回審査会)                | 実施機関の意見を聴取 |
| 平成21年 2月10日<br>(第99回審査会) | 調査審議       |
| 2月20日                    | 答申         |